

中標津町総合文化会館施設管理システム構築・保守点検業務仕様書

1 件名

中標津町総合文化会館施設管理システム構築・保守点検業務

2 目的

施設の空き状況の確認や利用予約をシステム化（一元化）することにより、利用者の施設利用の利便性向上と施設の利用促進、職員の業務軽減を図るため、施設管理予約システムを構築し、随時保守管理及び改善更新を維持することを目的とする。

3 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 施設の空き状況の確認や利用予約を円滑に処理するために必要な全てのソフトウェア及びハードウェアの導入
- (2) 導入に係る稼動環境構築、運用テスト、データ移行、操作研修及びマニュアル作成
- (3) システム保守及び運用（サポート窓口の設置含む）
- (4) 施設の職員（管理）用端末等へのシステム導入

4 ソフトウェア及びハードウェアの設置場所等

中標津町総合文化会館施設管理システム（以下、「本システム」という）で導入するソフトウェア及びハードウェアをクラウド方式で設置・運用するものとする。また、本業務に用いるハードウェアを格納するデータセンターは、個人情報保護とシステムの安定稼働を実現するために、別紙2のデータセンター要求仕様書に準拠した設備や機能を有するものとする。

5 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から運用開始までの1年以内とする。

6 セキュリティ

(1) SSL 暗号化通信について

施設利用者側画面については、インターネットからの利用者登録画面、ログイン画面において、SSL 暗号化通信を行い、システム上の機密情報（ID、パスワード等）を含め暗号化した運用を行うこと。また、SSL 証明書は、保守契約の期間内で取得・更新を受託者が継続するものとする。

(2) 職員用端末（管理者側）におけるセキュリティ対策について

管理者機能を使用する際は、ID とパスワードで個人認証による運用を行い、ID/パスワードが漏洩しても、未登録のパソコンからの「管理者機能」を利用できない構造（端末固有の MAC や IP アドレスによる制御、または、クライアント認証機能によって制御）とした運用を行うこととする。

(3) 個人情報保護について

本システムでは個人情報の漏洩を予防するため、次のような仕様とする。

ア システムの管理者以外、利用者や職員のパスワードを見ることができない。

イ インターネットからのシステムログイン時の画面上に氏名・住所・電話番号のすべてが表示されることはない。

7 システムの機能等

本システムの性能・機能は、別表に記載する「システム機能要件」と同等の機能を有するものとし、動作環境及び利用可能な機器は次のとおりとする。

項目	施設利用者 (PC)	施設利用者 (PC 以外)	職員用端末 (管理用)
端末	PC	スマートフォンやタブレット端末	PC
OS	Windows/MacOS	—	Windows10~7
ブラウザ	Internet Explorer7.0 以上 ファイヤフォックス オペラ サファリ グーグルクローム	—	Internet Explorer7.0 以上
その他	インターネット接続	インターネット接続	インターネット接続

本システムの処理速度について、一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団（以下当財団）が所有する機器における対面予約処理に支障のない速度であると認められる整備がなされていること。（各項目入力完了後の処理に5秒以内の速度であること）

8 システムのハードウェア構成

本システムに必要とされるハードウェア構成については、一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団（以下当財団）が所有する機器に対応できる仕様であること。パソコンは現在設置する職員用端末を使用する。また、各種設定及び動作確認は、提案者が行うものとする。

【参考：設置パソコンの仕様※直近導入機器（全体16台前後）※その他現地機器要確認】

項目		仕様
CPU		Intel Corei5-7500 プロセッサー
メインメモリ		4GB 以上
記憶装置	HDD	500GB 以上
	光学ドライブ	スーパーマルチ（厚型）
表示機能	表示形式	TN 非光沢 1670 万色
	表示解析度	24 インチワイド
ネットワークインターフェイス		1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 準拠、WakeUp On LAN 対応 同等以上
入力機能	キーボード	USB 日本語キーボード（109A キー）
	マウス	光学式マウス
基本ソフト		Windows10 Professional (64Bit)
統合オフィスソフト		Microsoft Office Standard 2016
セキュリティソフト		ウイルス対策ソフト（ウイルスバスター）
その他		本規格以外の PC が数種類設置されています

9 システム構築時作業

本システムの導入にあたり、本稼動前に以下の作業を実施するものとする。

項番	作業項目	仕様
1	要件・仕様打合せ・整理	システム設定の基準をシステム担当者と協議し決定する。 主な項目は、次のとおり ・施設の運用内容（料金体系、貸出時間割、休館日、予約受付開始/終了日時、インターネット登録仮予約、抽選方法等） ・必要な帳票の種類及び表示内容 ・各画面入出力項目の過不足・予約不使用時ペナルティの扱いなど
2	マスターデータの登録（コード情報、施設情報等）	システムを使用する上で必要な施設に関する情報（料金体系、貸出時間割、休館日、備品等）や施設の種類、使用目的の種類、減免の種類等についてシステムに登録する。 なお、登録項目はシステム担当者との協議により作成する。
3	動作確認・運用テスト	システムを利用する機器（職員端末）上でシステムが問題なく動作することを確認する。システム担当者が動作確認や検証や練習等をした際に生じた問題点・疑問点についての説明やシステム改善の対応を行う。
4	施設管理者等への操作説明	システムを利用する担当職員等に対し、操作説明会を実施する。
5	本番運用支援	システム公開当初、現場に混乱がないよう運用支援を行う。
6	提出図書の作成	提出図書（完了届、操作説明書等）を納品する。必要な場合には、導入作業の途中時期における一次納品も行う。システム管理者用に、操作説明書及び簡易操作説明書を作成する。
7	旧システムのデータ移行	旧システムより提供される、必要な利用者情報、予約情報、実績情報等を必要に応じて取込み利用できるように設定する。
8	機能カスタマイズ	当施設の運用に合わせたシステム機能のカスタマイズを本機能要件に従って行う。

10 システムの運用開始時期

システムの運用開始時期は、次のとおりとする。

2018年12月1日（契約締結予定日）

2018年12月1日～3月31日（運用準備テスト・操作研修・移行期間）

2019年 4月1日（本運用開始時期）

11 システム運用要件

システムの運用要件は、次のとおりとする。

(1) 本システムは 24 時間 365 日稼働するものとする。ただし、システムのメンテナンス等を実施する場合はこの限りではない。

(2) システムのメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、事前に当財団の承認を得るとともに、施設利用者及び職員側利用者に対して、事前にシステムトップページ等でその内容及び期間を予告周知し、システムメンテナンス中も可能な限りその旨を周知するものとする。

(3) 障害電話受付は 24 時間とする。

(4) 障害が発生した場合は、1 時間以内に復旧に着手することを原則とする。

1 2 データの提出

本システムを将来リプレース等により移行する場合には、無償で全データを CSV または Excel 等のファイル形式で排出し提供すること。また、排出ファイルのデータ項目説明資料を提示すること。

1 3 システムの変更

システムの全部または一部が、機能改良や法令改廃、社会環境の変化等に伴い変更を必要とする場合は、提案者はシステムを変更できるものとし、その内容については、システム担当者との協議により対応の方針を決定するものとする。

1 4 システムの中断

次の各号のいずれかに該当する場合には、一時的にシステムの一部または全部を中断 することができる。

(1) 提案者の責によらない事由によりシステムの保守点検を緊急的に行う場合。

(2) 通信設備の故障、停電など第三者の責によりシステムの提供ができなくなった場合。

(3) 天災地変等により、システムの提供が出来なくなった場合。

(4) その他、提案者の責によらない事由によりシステムの提供ができなくなった場合。

1 5 権利許諾

(1) 本業務に利用するために、当財団が提案者に提供する施設等の情報等に関する著作権、商標、その他の知的財産権のすべては、当財団に帰属するものとする。提案者はこれらの施設等の情報等（データを含む）については、システムに使用する以外当財団の許可なくして他に流用してはならない。

(2) 本契約に基づき、提案者が本業務の対象として当財団に提供するコンピュータプログラムの著作権、商標、特許権その他の知的財産権のすべては、提案者または提案者がその利用に関する権利の許諾を受けた第三者に帰属するものであり、当財団は対価を提案者に支払うことを条件に、予め定められたコンピュータ機器と オペレーティング・システム上で、その用法に従って自ら使用し、本業務の対象となった当財団のホームページにアクセスしてくる者に使用許諾する譲渡不能 の非独占的権利のみを取得するものとする。

1 6 保証

(1) 提案者は、システムが本仕様通りに機能することを保証するものとする。

(2) 本業務の成果物に関して瑕疵等が認められた場合は、提案者の責任及び負担において迅速かつ無償で是正処置を実施すること。

1 7 権利義務の譲渡等

提案者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、当財団の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

1 8 責任技術者の選任

提案者は、本業務の技術責任者を選任し、運用開始後 1 年間は瑕疵担保責任期間として、本システムの障害発生への迅速な対応と運用上必要なシステム改善に対応しなければならない。

1 9 秘密保持 提案者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 0 個人情報の保護 提案者は、業務の実施に伴い、個人情報を取り扱うときは、中標津町の個人情報保護条例に規定する受託者の責務を遵守しなければならない。

2 1 個人情報の取扱いにおける遵守事項

(1) 個人情報の使用及び管理

借用した個人情報の使用及び管理は、厳重かつ適正に行うこと。なお、本業務を適正に遂行するために、臨時職員の雇用又は業務の再委託を実施する場合は、当財団に書面にて報告し承諾を得るとともに、臨時職員及び再委託先に対しても、個人情報の適正な使用及び管理が行われるよう監督するものとする。

(2) 個人情報の記録の複写及び複製の禁止

借用した個人情報を含むすべての記録については、システム障害時の復旧用を除き、いかなる形態でも複写及び複製してはならない。

(3) 個人情報の委託目的以外の使用及び第三者への提供の禁止

借用した個人情報については、本業務の遂行以外には利用してはならない。また、本業務の遂行に関係のない第三者に対して提供してはならない。

(4) 個人情報の記録の適正な使用、保管及び搬送

借用した個人情報の使用、保管及び搬送にあたっては、善良な管理者としての注意義務に従い、細心の注意を払って行わなければならない。

(5) 借用した個人情報の返還義務

借用した個人情報は、当財団から借用した時点と同一の記録状態及び形態で、借用期限内に返却しなければならない。

(6) 事故発生時の報告及び対応

万一、借用した個人情報の漏洩や流出、使用目的以外の利用が認められた場合は、速やかに当財団に対して文書で報告するとともに、その後の措置は、当財団の指示に従わなければならない。また、提案者の責に起因する事故により、第三者から当財団が損害賠償を請求されたことによる係争費用及び判決により発生した弁償額は、提案者が負担しなければならない。

2 2 構築成果品及び保守点検業務における更新資料

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 打ち合わせ協議簿 | 1 部 |
| (2) 操作説明書（業務担当職員用） | 1 部 |
| (3) 簡易操作説明書（パート職員等） | 1 部 |
| (4) 上記データファイル（PDF ファイル） | 1 式 |
| (5) システム動作確認書 | 1 部 |
| (6) 施設マスターデータ登録内容一覧 | 1 部 |
| (7) 職員情報登録内容一覧 | 1 部 |
| (8) 納入成果品稼働用データファイル | 1 部 |

以上

データセンター要求仕様書

1 設備について

(1) 地震、火災対策

- ア 新耐震設計法（1981 年）に準拠していること。
- イ 防火扉の設置や、建材として不燃材を使用する等の耐火構造になっていること。
- ウ 煙感知器と熱感知器を併用した自動火災報知設備が設置されていること。
- エ 火災発生時の消化方式は、水による消化方式は避け、設備への影響が少ないガス系消火設備を設置していること。

(2) 入退館管理

24 時間 365 日の入退館管理が行われ、入退館記録は一定期間保管されていること。

(3) 電気設備

- ア 電力会社からの受電設備は 2 系統以上を有すること。
- イ 電源設備からサーバ室までの送電ルートは冗長化されていること。
- ウ 自家発電機を有し、停電等の際は 18 時間以上の連続運転ができること。
- エ 無停電電源装置等を設置し、自家発電機切り替えの際も無停電を保証すること。

(4) 空調設備

- ア 主要な空調設備については予備設備が設置されており、主要な空調設備が故障した場合でもサーバ室が適温を維持できるよう必要な冷却能力を確保すること。
- イ 空調設備には漏水対策が施されていること。

(5) サーバ室

- ア サーバ室は入退室管理がなされており、権限を持った者のみしか入室できないこと。
- イ サーバ設備スペースはケージもしくはラック毎に施錠管理され、他者がアクセスできない構造であること。（施錠単位で他者と共有では無いこと）
- ウ サーバラックは震度 7 程度の地震に耐えられる耐震性と固定強度を持つこと。
- エ サーバラックが密閉型の場合は換気機能をもち、内部が適温に保たれること。

2 セキュリティについて

(1) ファイアーウォール

- ア マネージド・ファイアウォールサービスを利用すること。
- イ ファイアーウォールは冗長化されており、1 台が故障してもサービスは無停止であること。
- ウ 不正アクセス等のイベントが記録され、不正アクセス等があった際は通知すること。

(2) セキュリティ

- ア 常駐警備員によって、24 時間有人監視がなされていること。
- イ 不正侵入検知・防御が可能なこと。
- ウ 定期的にセキュリティ診断が実施され、診断書が作成されること。
- エ ウイルスゲートウェイサービスが提供できること。

3 SLA (service level agreement) について

データセンターのサービスレベルを確認できる詳細事項の書類を提示すること。